



ひっぴたごより

No. 9 2019. 11. 29

ひっぴの監事のゆばあきらです。今回は、私が事務局をしている NPO 法人クリオン虹の基金の理事長伊波敏男さんについて書かせていただきます。

クリオン虹の基金の前身は、2003 年に創設された伊波基金です。その原資は、ハンセン病回復者である伊波さんが受け取った補償金です。補償金は、国が過去の隔離政策の過ちを認めてハンセン病の患者・元患者に支給しました。2001 年の地裁判決では、国は遅くとも 1960 年には強制隔離政策をやめるべきであったとされています。科学的知見から隔離不要と分かってからも、日本では長期間隔離政策が続いたことになります。

補償金を受け取った頃、伊波さんは、WHO の西大西洋地域事務所で感染症担当医務官として働くスマナ・バルア博士と会い、フィリピン国立大学医学部レイテ分校 School of Health Sciences (S H S) が地域医療に取り組む医療関係者を育てている活動を知ります。伊波さんには、自身のハンセン病患者としての苦悩や挫折の経験から、自分以外の人間に同じ苦悩を体験させたくないとの思いがあります。医学は、人間を苦悩と挫折に追いやるものと聞いて続ける活動です。そこで、伊波さんは受け取った補償金を S H S で学ぶ学生たちの奨学金に使うことにしました。これまで、17 人に奨学金を出し、うち 7 人は助産師コース、9 人が看護師コース、1 人が医師コースに進みました。

さて、伊波さんは、1943 年に沖縄県で生まれました。14 歳の時にハンセン病を発症し、家族と一緒に離れて沖縄愛樂園という療養所で隔離生活を送ることになります。そこで川端康成と出会い、もっと勉強したいと思うようになりました。しかし、愛樂園に限らず沖縄の療養所には中学校までしかなく、上の学校に行くには本土に渡るほかありません。父親に頼み込んで、夜中に小舟で愛樂園を脱出した伊波さんは、当時米軍施政下の沖縄を抜け出して本土に渡り、岡山県の長島愛生園の敷地内に開校したハンセン病入所者のための唯一の高校である邑久高等学校新良田教室に通うことになります。その後、さらに東京で専門学校に通って勉強します。

ここまで苦労は並大抵ではないのですが、興味のある方はクリオン虹の基金の HP の「お知らせ」のところにインターブールポがありますのでご覧ください。

<https://rainbow-culion.net/category/news/>

さて、ここからが本題です。伊波さんは、専門学校の学生時代の友人の助けもあって、当時からハンセン病回復者であることを隠さずに暮らしていました。

専門学校を卒業した伊波さんは、東京コロニーという授産施設に就職します。そこで、職場の看護師の女性と恋に落ち結婚しました。

そんな伊波さん家族の暮らしを、NHK が取材したいと申し出ます。伊波さんは、隔離

政策や差別は間違っているとの自分の主張を伝える良い機会と考え、取材に応じます。その結果、NHK は半年間密着取材し、人間列島「ある結婚」という番組を制作し放送することになります。ところが、当日、突然放送は中止されました。番組予告を見た人から NHK にたくさんの苦情が来たからです。苦情を申し立てた人達は、伊波さんと同じハンセン病回復者です。彼らは、ハンセン病であったことを隠しながら生活していました。彼らにとっては、ハンセン病が話題になるとすら怖いことだったのです。

また、こんなこともありました。共働きだったので、職場内の保育園に子どもを通わせようすると、職員組合が反対します。結果的に、伊波さんが保育園に迎えに行かない、奥様が迎えに行けない時は伊波さんではない別のを迎えるようにとの条件で保育園への入園が認められました。新しい職員アパートに伊波さん家族が入居する事が分かると、同僚のその他の希望者はすべて入居を辞退しました。

伊波さんの奥様は、伊波さんの知らないところでもたくさんの差別を受けていましたが、そのことを伊波さんには伝えず、自分の胸にしまって生活していました。しかし、段々追いつめられ耐え切れなくなって、伊波さんにハンセン病回復者であることを隠して、一障がい者として生活してほしいと懇願します。

この申し出を伊波さんは断ります。伊波さんにすれば、間違った法律や社会と闘っているだけだったからです。

伊波さんの奥様は、8 歳の長男と 5 歳の長女を連れて離婚する決意をします。子ども達を守る母親としての決断です。

伊波さんが、外に向けて大きな声で主張するほど、家族を苦しめていたことに伊波さんは気づかなかったと言います。今、当時を振り返って、若かったから家族に対する思いやりが足りなかつたとも言っています。

今年の 6 月 28 日、熊本地裁は、ハンセン病患者の隔離政策によって患者家族に就学・就労の拒否、結婚差別などの被害が生じたなどと判断し、国の責任を認定しました。国は控訴せず、患者家族への賠償金の支給を決めました。

しかし、この家族訴訟の原告の大半は匿名だったそうです。訴訟をするにも、名前を名乗ることができない現状があるのです。

伊波さんは、自信の体験を、長野県内の学校等で伝える活動をしてきましたが、今月生まれ故郷の沖縄に帰ります。

さて、私たちは、どのようにすれば差別のない社会を作れるのでしょうか。教育は、そのような社会を作るのに役立つでしょうか。ひっぴでお互いを大切にする日々を過ごした子どもたちが、将来そのような社会づくりの担い手になってほしいと心から願っています。

ゆばあきら